

特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業助成金交付要綱

(制定) 令和 5 年 5 月 15 日付 5 都環公地温第 700 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業実施要綱（令和 5 年 3 月 30 日付 4 環気環第 340 号。以下「実施要綱」という。）第 5 3 に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が事務を執行する特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、実施要綱第 3 に定めるとおりとする。

(助成対象者)

第 3 条 本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、実施要綱第 4 1 に規定する者であつて、かつ第 5 条に規定する助成対象事業を実施し、かつ、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

一 実施要綱第 4 1 (1) に規定する者にあつては、第 8 条に定める交付申請を行う日が属する年度の 4 月 1 日から遡って 3 年の間のいずれかの年度において、東京都内（以下「都内」という。）における年間供給延べ面積が合計 5 千平方メートルに達する者であること。ただし、複数の事業者が単一のグループを構成し、第 8 条に定める交付申請を行う場合（以下「グループ申請」という。）においては、当該グループを構成する事業者の都内における年間供給延べ面積の合計が、当該交付申請を行う日が属する年度の 4 月 1 日から遡って 3 年の間のいずれかの年度において 5 千平方メートル以上となる場合は、この限りではない。

二 次条に規定する助成対象機器を設置する都内の延べ面積が 2 千平方メートル未満の新築住宅及びその敷地（以下「住宅」という。）に他の者が所有する部分がある場合にあつては、次条に規定する助成対象機器を設置することについて、あらかじめ当該住宅に係る全ての所有者の承諾を得た者であること。

三 次条に規定する助成対象機器について、都及び公社の他の同種の補助金の交付を重複して受けていない者又は、今後交付を受ける予定ではない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、助成対象者としなない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定

する暴力団関係者をいう。以下同じ。)

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

四 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による申立て等、第 5 条に定める助成対象事業の継続性について不確実な状況が存在するもの

五 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められるもの

（助成対象機器）

第 4 条 本助成金の交付対象となる機器は、実施要綱第 4 2 に規定するものであって、かつ、当該助成対象機器により供給される電気を、住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。

（助成対象事業）

第 5 条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、都内の住宅に助成対象機器を新規に設置する事業であって、次の全ての要件を満たすものとする。

一 実施要綱第 6 1 に定める期間中における各年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までを、各年度における助成対象機器の設置期間（以下「助成対象期間」という。）とし、当該期間内に前条に定める助成対象機器を設置すること。

なお、当該助成対象機器が設置される住宅における検査済証に記載された検査済証交付日を、助成対象機器の設置完了日とみなす。

二 前号にかかわらず、実施要綱第 4 4（5）二に規定する発電出力が 50kW 未満の太陽光発電システム及び電気自動車等を V 2 H の設置と併せて導入する場合においては、電気自動車等の車検証に記載された登録年月日又は当該助成対象機器が設置される住宅における検査済証に記載された検査済証交付日のいずれか遅い日を助成対象機器の設置完了日とみなす。

三 第 10 条第 2 項の規定により本助成金の交付決定の通知を受ける者（以下「被交付者」という。）が、助成対象機器を第三者に販売又は貸与することを目的としている場合において、被交付者は、当該契約において本助成金に相当する額を控除すること。

また、被交付者は、当該契約を締結する相手方に対し、契約締結の際に、当該住宅は本助成金の交付を受けたものであることを書面により提示すること。

四 被交付者が、住宅の工事請負契約に基づき、助成対象機器を設置し、建築主に引き渡すことを目的としている場合において、被交付者は、当該契約において本助成

金に相当する額を控除すること。

また、被交付者は、当該契約を締結する相手方に対し、契約締結の際に、当該住宅は本助成金の交付を受けたものであることを書面により提示すること。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4-3に定める経費であって、設置完了日が助成対象期間内の日付に該当する助成対象機器に関する経費とする。

(助成金の交付額)

第7条 本助成金の交付額は、実施要綱第4-4に定めるとおりとする。

(助成金の交付申請等)

第8条 本助成金の交付申請（以下「交付申請」という。）を行おうとする者（以下「交付申請者」という。）は、公社が別に定める助成金交付申請期間内に、助成金交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、事業計画表（第3号様式）及び別表第1に掲げる書類を公社に提出することにより、交付申請を行わなければならない。

2 グループ申請を行う場合、当該グループを構成する事業者の内一社を主幹事社として定めることとし、主幹事社は、本要綱の各規定に定める各申請書等を作成し、取りまとめた上で、公社に提出しなければならない。

(申請の受理期間、受理の停止等)

第9条 前条の規定による助成金の交付申請の受理期間は、公社が別に定める期間とする。ただし、天災地変その他申請者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、この限りでない。

2 公社は、前項の規定による申請を、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受理を停止する。

3 前項の規定にかかわらず、公社は、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計が公社の予算を超えない範囲で受理するものを決定し、当該申請者に対して抽選の結果を通知する。

4 公社が受理した申請書類に不備がある場合において、交付申請者に公社が修正を求めた日の翌日から起算して1か月以内に交付申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請が撤回されたものとみなす。

(助成金の交付決定)

- 第 10 条 公社は、本助成金の交付の申請を受理したときは、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。
- 2 公社は、第 8 条第 1 項の申請を行った交付申請者に対し、前項の決定において、助成金を交付する場合にあっては助成金交付決定通知書（第 4 号様式）により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書（第 5 号様式）により、本交付申請をした交付申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第 11 条 公社は、前条第 1 項の規定による本助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）に当たっては、本事業の目的を達成するため、被交付者に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとする。
- 一 助成対象期間中に助成対象機器を設置すること。
 - 二 第 19 条第 1 項の助成事業実績報告書の提出を同項に定める時期に行うこと。
 - 三 助成対象機器について立地上又は構造上安全な状態が確保されていること。
また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じること。
 - 四 助成対象機器の設置に当たっては、『太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）』に準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）」別表第十三に定める日常生活等に適用する騒音・振動の規制基準を遵守すること。
 - 五 機能性 P V の設置に当たっては、「優れた機能性を有する太陽光発電システムの設置について（東京都環境局）」の留意事項に記載のある設置方法に従い設置していること。
 - 六 公社又は公社の指定する者が助成対象機器の稼働状況の現地調査等を行う場合は、当該現地調査等に協力すること。
 - 七 公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料、情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に当該資料、情報等を提供すること。
 - 八 本交付要綱並びに交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業（助成対象事業に要する経費に関し、前条第 2 項の規定により交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。）により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
 - 九 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給しないこと。
 - 十 本事業における助成対象機器について、住宅の建築主・購入者に対し、都又は公

社から交付される本助成金以外の助成金等の受給が認められない旨を事前に周知すること。

また、被交付者は、当該購入者による都又は公社から交付される本助成金以外の助成金の交付申請及び受給の有無について、本助成金の交付申請前に確認すること。

十一 助成事業の実施に当たり、前各号に掲げる事項のほか、本交付要綱その他法令の規定を遵守すること。

- 2 公社は前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たり、前項に掲げるもののほか、被交付者に対し、本事業の目的を達成するためその他公社が必要と認める条件を付することができるものとする。

(申請の撤回)

第12条 被交付者は、第10条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第2項の規定による交付決定の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

- 2 被交付者は、前項の申請の撤回をするときは、公社に対し、交付申請撤回届出書(第6号様式)を公社に提出するものとする。

(一般承継による被交付者の地位の承継)

第13条 相続、法人の合併又は分割(以下「一般承継」という。)により被交付者の地位の承継があった場合に、被交付者としての地位を継続して保持しようとする者(以下「一般承継者」という。)は、速やかに一般承継による被交付者の地位承継届出書(第7号様式)を公社に提出しなければならない。ただし、助成対象機器の設置完了日から別表第2に定める助成対象設備の種類ごとの処分制限期間を経過した後一般承継による被交付者の地位の承継があった場合を除く。

- 2 一般承継による被交付者の地位の承継があった場合に、被交付者としての地位を継続して保持しようとししない者(以下「辞退者」という。)は、速やかに一般承継による被交付者の地位承継辞退申請書(第8号様式)を公社に提出しなければならない。
- 3 公社は、第20条に基づき本助成金が支払われる前に前項の申請を受けた場合は、助成事業を廃止し被交付者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知するものとする。
- 4 公社は、第20条に基づき本助成金が支払われた後に第2項の申請を受けたときは、辞退者に対し、助成金等交付財産の処分承認基準(平成26年4月1日付26都環総地第6号)第3条第2項に定める方法により算出した額(以下「算出金」という。)を請求するものとする。
- 5 辞退者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

- 6 公社は、前項の規定により辞退者から算出金の納付を受けたときは、被交付者の地位を辞退することを承認し、速やかに辞退者に承認を通知するものとする。
- 7 公社が第1項の届出書を受理した場合、本交付要綱上「被交付者」とあるのは「一般承継者」と読み替えて、各規定を適用する。

(契約等による被交付者の地位の承継)

- 第14条 被交付者は、一般承継以外の売買、交換、贈与、事業譲渡、契約等（以下「契約等」という。）により被交付者の地位の承継を行おうとする場合、速やかに契約等による被交付者の地位承継承認申請書（第9号様式）を公社に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
- 一 被交付者が、検査済証の交付日以降に住宅を販売することにより地位の承継を行おうとする場合（工事請負契約に基づき建設した住宅を引き渡す場合を含む。）
- 二 助成対象機器の設置完了日から別表第2に定める処分制限期間の期間後に契約等による地位の承継を行おうとする場合
- 2 公社は、前項の申請を受けたときは、当該申請の承認又は不承認を決定し、助成事業承継（承認・不承認）通知書（第10号様式）により、承継者へ通知する。
- 3 前項において、公社が契約等による被交付者の地位の承継を承認した場合は、本助成金の交付に伴う全ての権利及び義務は契約等により被交付者の地位を承継した者（以下「契約承継者」という。）に移転するものとし、本交付要綱上「被交付者」とあるのは「契約承継者」と読み替えて、各規定を適用する。
- 4 被交付者が助成対象機器を設置した住宅を販売する場合は、被交付者は当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に前項に規定する内容を記載した上で契約承継者へ説明することとし、契約承継者がこの内容に反することがないよう、公社の求めに応じ、協力しなければならない。
- 5 第1項一号の規定に該当する場合において、被交付者は、次に定める期限までに地位承継届出書（第11号様式）を公社に提出しなければならない。
- 一 第19条による実績報告時点で販売、引渡しが完了している場合 実績報告時まで
- 二 実績報告時点で販売が完了していない場合 該設置完了日の属する年度の3月31日から起算し1年後まで

(事情変更による交付決定の取消し等)

- 第15条 公社は、交付決定をした後、天災地変その他交付決定の後に生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成対象事業のうち既に経過した期間に係る部分

については、この限りではない。

(被交付者情報の変更に伴う届出)

第 16 条 被交付者は、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を変更した場合は、速やかに被交付者情報の変更届出書（第 12 号様式）を公社に提出しなければならない。

(助成事業の廃止)

第 17 条 被交付者は、助成事業をその完了前に廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止届出書（第 13 号様式）を公社に提出しなければならない。

(助成事業の変更)

第 18 条 被交付者は、助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ助成事業変更申請書（第 14 号様式）を公社に提出しなければならない。なお、助成金交付決定通知書に記載のある交付決定金額の増額は承認しないものとする。また、軽微な内容の変更については、この限りではない。

2 公社は、前項の規定による申請を受けた場合は、助成事業変更の承認又は不承認を決定し、助成事業変更（承認・不承認）通知書（第 15 号様式）により、被交付者へ通知する。

3 公社は、第 2 項において承認をした場合は、必要に応じ第 10 条第 1 項の規定による交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績の報告)

第 19 条 被交付者は、助成対象事業が完了したときは、公社が別に定める期間内に助成事業実績報告書兼助成金交付請求書（第 16 号様式）及び別表第 3 に掲げる書類(以下これらを「助成事業実績報告書等」という。)を公社に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出について、天災地変その他被交付者の責に帰すことのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、公社が認める期日までに行うものとする。

3 被交付者は、助成事業実績報告書等の提出に際し、本事業における助成対象機器について、都又は公社から交付される補助金等の交付申請及び受給がされていないことをあらかじめ確認すること。

(助成金の額の確定及び助成金の交付)

第 20 条 公社は、前条第 1 項の規定による提出を受けた場合には、その内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の内容が第 10 条

第1項による交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を決定し、速やかに助成金確定通知書（第17号様式）により当該被交付者に通知し、本助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第21条 公社は、被交付者が次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- 二 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 三 本交付要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。
- 四 被交付者（法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。

2 公社は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに当該取消に係る当該被交付者に助成金交付決定取消通知書（第18号様式）により通知するものとする。

3 第1項の規定は、前条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。

（本助成金の返還）

第22条 公社は、被交付者に対し、第15条又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該被交付者に対し、助成金返還請求通知書（第19号様式）により期限を定めて当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 公社は、本助成金の支払い後、当該本助成金の交付額が、実施要綱第4-4及び本交付要綱第7条に定める額を超えたことが判明した場合は、当該本助成金に係る被交付者に対し、期限を定めて、当該超過した額の返還を請求するものとする。

3 被交付者は、前2項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。

4 被交付者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第20号様式）を提出しなければならない。

5 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第24条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

（違約加算金）

第23条 公社は、第21条第1項の規定による取消しを行った場合において、被交付者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該被交付者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認

める日数を除く。) に応じ、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第 24 条 公社は、被交付者に対し、第 22 条第 1 項又は第 2 項の規定により本助成金の返還を請求した場合であつて、被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 被交付者は、前項の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

第 25 条 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

(財産の管理)

第 26 条 被交付者は、取得財産等について、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。この場合、取得財産等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善に係る措置をとらなければならない。

(財産の処分)

第 27 条 被交付者は、助成対象機器の設置完了日から別表第 2 に定める助成対象機器の種類ごとの処分制限期間が経過するまでにおいて、助成事業により取得した助成対象機器の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいい、被交付者の地位を移転しないものをいう。以下同じ。)をしようとする場合は、あらかじめ公社の承認を得なければならない。ただし、別表第 2 に定める助成対象設備の種類ごとの処分制限期間を経過した場合はこの限りでない。

- 2 被交付者は、前項の承認を受けようとするときは、取得財産等処分承認申請書(第 21 号様式)を、公社に提出するものとする。

- 3 公社は、第 20 条に基づき本助成金が支払われる前において、前項の申請を受けた場合は、処分を承認し、速やかに財産等処分承認通知書（第 22 号様式）により、被交付者にその旨通知するものとする。
- 4 公社は、第 20 条に基づき本助成金が支払われた後において、第 2 項の申請を受けたときは、被交付者に対し、助成金等交付財産の処分承認基準（平成 26 年 4 月 1 日付 26 都環総地第 6 号）第 3 2 に定める方法により算出した額（以下「算出金」という。）を財産等の処分に係る納付額通知書（第 23 号様式）により請求するものとする。
- 5 被交付者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 6 公社は、前項の規定により被交付者から算出金が納付され、処分を承認したときは、速やかに第 3 項に定める財産等処分承認通知書（第 22 号様式）により、被交付者にその旨通知するものとする。
- 7 公社は、前項の規定による処分の承認を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（助成事業の経理）

- 第 28 条 被交付者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 被交付者は、前項の書類を第 19 条第 1 項に規定する実績報告書を提出した日の属する年度の終了の日から第 27 条第 1 項に定める処分制限期間を超過するまでの期間保存しておかなければならない。ただし、天災地変その他被交付者の責に帰することができない理由として公社が認めるものがある場合はこの限りでない。

（調査等）

- 第 29 条 公社又は公社が指定する者は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、被交付者に対し、助成事業に関し報告を求め、被交付者の助成対象機器が設置されている住宅に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 被交付者は、前項の規定による報告の徴収、助成対象機器が設置されている住宅への立入り又は物件の調査を受けたときは、これに応じなければならず、及び同項の規定による関係者への質問を妨げてはならない。

（指導、助言等）

- 第 30 条 公社は、本事業の適切な執行のため、被交付者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第 31 条 公社は、本事業の実施に関して知り得た被交付者（交付申請者を含む。以下この条において同じ。）の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、地方公共団体等（以下「国等」という。）が行う補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用する。

2 公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、被交付者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することができる。

3 前 2 項及び法令に定められた場合を除き、公社は、被交付者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集してはならない。

(その他)

第 32 条 本交付要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、公社が別に定める。

2 本事業に係る都から公社への事務費補助期間の終了後は、本交付要綱において公社が行うこととされている各手続等については、都が行うものとする。

附 則（令和 5 年 5 月 15 日付 5 都環公地温第 700 号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1 (第 8 条関係)

○：提出必須 △：該当する場合は提出

No	書類の種類	提出 要否	備考
1	申請書類チェックリスト	○	
2	交付申請者実在証明書	○	・ 現在事項証明書・履歴事項証明書・印鑑 証明書のいずれか ・ グループ申請の場合は参加する全ての者
3	建設業許可通知書又は建設業許可証明書	○	グループ申請の場合は参加する全ての者
4	事業計画表の根拠書類	○	第 3 号様式 事業計画表に係るもの
5	重要事項説明書等（案）	○	交付申請者が、助成対象機器の販売契約（建築主との工事請負契約等も含む）を締結する際の重要事項説明書（案）
6	その他公社が必要と認める書類	△	公社の指示に従い提出すること

別表第 2 助成対象機器の処分制限期間（第 13 条、第 14 条、第 27 条関係）

	助成対象機器の種類	処分制限期間
1	太陽光発電システム	17 年
2	機能性 P V	17 年
3	太陽電池の架台	17 年
4	蓄電池システム	6 年
5	V 2 H	6 年

別表第 3 (第 19 条関係)

○：提出必須 △：該当する場合は提出

No	書類の種類	提出 要否	備考
全体			
1	実績報告書チェックリスト	○	
2	建築計画概要書（写し）	○	
3	検査済証（写し）	○	
4	助成金振込口座が分かる書類	○	通帳・キャッシュカード、インターネット

			バンキングのマイページ等の写し
5	建物の全景写真	○	玄関正面側の1階部分が写る全景写真
6	接続契約のご案内（写し）	○	
7	国等の補助金交付額確定通知書（写し）	△	助成対象機器について国等の補助金を併用する場合
8	単線結線図	○	
9	契約関係図	○	公社書式
10	助成対象機器の調達に係る契約書類（写し）	○	契約が複数ある場合は、契約毎に全てを提出すること（工事請負契約書、売買契約書等）
11	契約書確認項目一覧表	○	・公社書式 ・契約が複数ある場合は、契約毎に全てを提出すること
12	助成対象機器の調達に係る領収書（写し）	○	・被交付者宛のもの ・複数の事業者から調達している場合は、調達事業者全ての領収書を提出すること
13	内訳書	○	・公社書式 ・被交付者の調達に係るもの ・複数の事業者から調達している場合は、調達事業者全ての領収書を提出すること
14	その他公社が必要と認める書類	△	公社の指示に従い提出すること

太陽光発電システム（機能性 PV も含む）

15	太陽光モジュールの保証書（写し）	△	型式、住所が確認できるもの （必要項目が確認できない場合に限り出力対比表の提出をもって代えることを認める）
16	パワーコンディショナの保証書（写し）	△	型式、住所が確認できるもの
17	太陽光モジュールの設置完了後写真	△	全体像が分かるもの
18	太陽光システムの割付図（写し）	△	型式、枚数など助成対象機器を記載すること（機能性 PV・架台も含む）

架台の上乗せ要件を満たす場合の追加書類（集合住宅かつ陸屋根の場合）

19	太陽光架台の保証書（写し）	△	型式、住所が確認できるもの
20	建物の登記事項証明書（写し）	△	集合住宅の陸屋根の場合のみ

蓄電池システム

21	蓄電池システムの保証書（写し）	△	型式、住所が確認できるもの
----	-----------------	---	---------------

V2H

22	V2H の保証書（写し）	△	型式、住所が確認できるもの
----	--------------	---	---------------

V2H の上乗せ要件を満たす場合の追加書類

23	電気自動車等の売買契約書（写し）	△	太陽光発電システム及び V2H と併せて新規導入する場合
24	電気自動車等の自動車検査証（写し）	△	電気自動車等であることを示す記載があること